

「森林整備保全事業工事標準仕様書の制定について」（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知）
一部改正新旧対照表 正誤表（令和2年6月5日付け）

第3編 森林土木工事共通編 第3章 総則 第1節 総則
3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等

	改正後	現行	
誤	表3-1-1 段階確認一覧表		
	種別	細別	確認時期
	指定仮設工～築堤・護岸工（略）	（略）	（略）
	治山ダム 土留工 護岸工 防潮工 及びこれらに類する工事		（略）
	埋設工		施工完了後
	暗渠工		埋戻しの前 施工完了後
	護岸工	（略）	（略）
	重要構造物～鋼板巻立て工（略）	（略）	（略）
	表3-1-1 段階確認一覧表		
	種別	細別	確認時期
	指定仮設工～築堤・護岸工（略）	（略）	（略）
	治山ダム 土留工 護岸工 防潮工 及びこれらに類する工事		（略）
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	護岸工	（略）	（略）
	重要構造物～鋼板巻立て工（略）	（略）	（略）

	改正後	現行	
正	表3-1-1 段階確認一覧表		
	種別	細別	確認時期
	指定仮設工～築堤・護岸工（略）	（略）	（略）
	治山ダム 土留工 護岸工 防潮工 及びこれらに類する工事		（略）
	埋設工		施工完了後
	暗きよ工		埋戻しの前 施工完了後
	護岸工	（略）	（略）
	重要構造物～鋼板巻立て工（略）	（略）	（略）
	表3-1-1 段階確認一覧表		
	種別	細別	確認時期
	指定仮設工～築堤・護岸工（略）	（略）	（略）
	治山ダム 土留工 護岸工 防潮工 及びこれらに類する工事		（略）
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	護岸工	（略）	（略）
	重要構造物～鋼板巻立て工（略）	（略）	（略）

第5編 溪間・山腹工等 第1章 共通施工 第4節 掘削工及び残土処理工 ～ 第5節 床掘り及び埋戻し

	改正後	現行
誤	第4節 掘削工及び残土処理	
	5-1-3-1 一般事項 本節は、掘削工及び残土処理として掘削工、残土処理その他これらに類する工種について定める。	
	5-1-4-2 掘削工（略） 5-1-4-3 残土処理（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	第4節 掘削工及び残土処理	
	(新設)	
	5-1-4-1 掘削工（略） 5-1-4-2 残土処理（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
正	第4節 掘削工及び残土処理	
	5-1-4-1 一般事項 本節は、掘削工及び残土処理として掘削工、残土処理その他これらに類する工種について定める。	
	5-1-4-2 掘削工（略） 5-1-4-3 残土処理（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	第4節 掘削工及び残土処理	
	(新設)	
	5-1-4-1 掘削工（略） 5-1-4-2 残土処理（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	第4節 掘削工及び残土処理	
	5-1-5-1 床掘り（略） 5-1-5-2 埋戻し（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	(新設)	
	第4節 掘削工及び残土処理	
	(新設)	
	5-1-4-1 掘削工（略） 5-1-4-2 残土処理（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	第4節 掘削工及び残土処理	
	5-1-5-1 床掘り（略） 5-1-5-2 埋戻し（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	(新設)	

	改正後	現行
誤	第4節 掘削工及び残土処理	
	5-1-3-1 一般事項 本節は、掘削工及び残土処理として掘削工、残土処理その他これらに類する工種について定める。	
	5-1-4-2 掘削工（略） 5-1-4-3 残土処理（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	第4節 掘削工及び残土処理	
	5-1-4-1 一般事項 本節は、掘削工及び残土処理として掘削工、残土処理その他これらに類する工種について定める。	
	5-1-4-2 掘削工（略） 5-1-4-3 残土処理（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
正	第4節 掘削工及び残土処理	
	5-1-4-1 一般事項 本節は、掘削工及び残土処理として掘削工、残土処理その他これらに類する工種について定める。	
	5-1-4-2 掘削工（略） 5-1-4-3 残土処理（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	第4節 掘削工及び残土処理	
	5-1-5-1 床掘り（略） 5-1-5-2 埋戻し（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	(新設)	
	第4節 掘削工及び残土処理	
	(新設)	
	5-1-4-1 掘削工（略） 5-1-4-2 残土処理（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	第4節 掘削工及び残土処理	
	5-1-5-1 床掘り（略） 5-1-5-2 埋戻し（略）	
	第5節 床掘り及び埋戻し	
	(新設)	

第5編 溪間・山腹工等 第3章 溪間工 第9節 治山ダム付属物設置工
5-3-9-3 境界工

	改正後	現行
誤	5-3-9-3 境界工 1・2 (略) 3. 杭(鉋)の設置 受注者は、杭(鉋)の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「 林 」が内側(官地側)になるようにしなければならない。 4・5 (略)	5-3-9-3 境界工 1・2 (略) 3. 杭(鉋)の設置 受注者は、杭(鉋)の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「 国 」が内側(官地側)になるようにしなければならない。 4・5 (略)

	改正後	現行
正	5-3-9-3 境界工 1・2 (略) 3. 杭(鉋)の設置 受注者は、杭(鉋)の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「 山 」が内側(官地側)になるようにしなければならない。 4・5 (略)	5-3-9-3 境界工 1・2 (略) 3. 杭(鉋)の設置 受注者は、杭(鉋)の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「 国 」が内側(官地側)になるようにしなければならない。 4・5 (略)

第5編 溪間・山腹工等 第5章 山腹工 第1節 適用
5-5-1-1 境界工

	改正後	現行
誤	5-5-1-1 適用工種 本章は、山腹工における 土工 、法切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、 暗渠工 、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	5-5-1-1 適用工種 本章は、山腹工における法切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、 暗渠工 、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

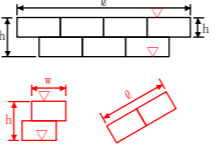
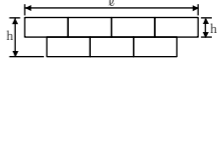
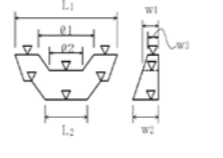





	改正後	現行
正	5-5-1-1 適用工種 本章は、山腹工における 土工 、法切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、 暗きよ工 、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	5-5-1-1 適用工種 本章は、山腹工における法切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、 暗渠工 、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

第5編 溪間・山腹工等 第6章 地すべり防止工 第3節 暗きよ工
5-6-3-1 一般事項

	改正後	現行
誤	5-6-3-1 一般事項 <u>本節は、暗きよ工として礫暗きよ工、鉄線かご暗渠工、その他二次製品を用いた暗きよ工、ボーリング暗渠工その他これらに類する工種について定める。</u>	5-6-3-1 一般事項 一般事項については、第5編5-5-9-1一般事項の規定による。

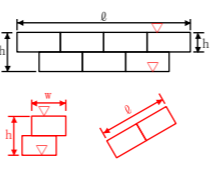
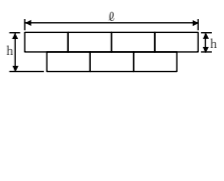
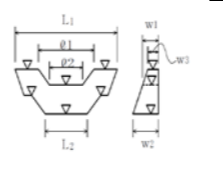
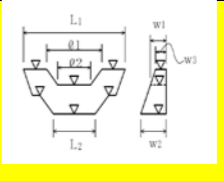
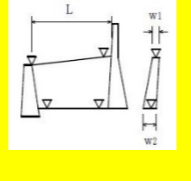
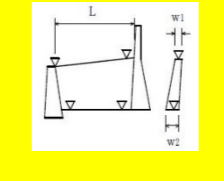
	改正後	現行
正	5-6-3-1 一般事項 <u>本節は、暗きよ工として礫暗きよ工、鉄線かご暗きよ工、その他二次製品を用いた暗きよ工、ボーリング暗きよ工その他これらに類する工種について定める。</u>	5-6-3-1 一般事項 一般事項については、第5編5-5-9-1一般事項の規定による。

出来形管理基準及び規格値

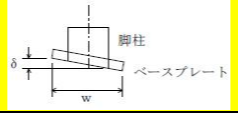
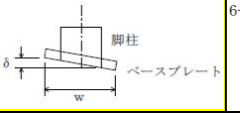
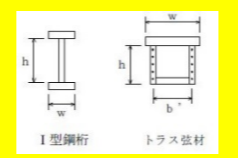
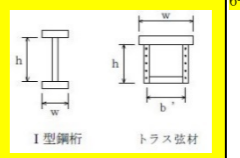
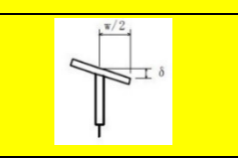
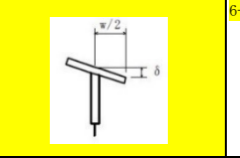
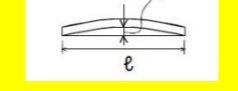
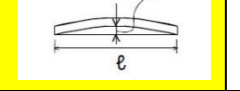
改正後										現行																
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
費	3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	切土法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所	3-4-14-2	3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	切土法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所	3-4-14-2				
							切土法長 ℓ	ℓ ≥ 5m	法長の-4%																	
							切土法長 ℓ	ℓ < 5m	-100																	
							切土法長 ℓ	ℓ ≥ 5m	法長の-2%																	
							延長 L	-200	1 施工箇所毎										延長 L	-200	1 施工箇所毎					
																			被覆率	70%以上	1,000 m ² に 1ヶ所					
	3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所	3-4-14-2	3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所	3-4-14-2				
							法長 ℓ	ℓ ≥ 5m	法長の-4%																	
							厚さ t	t < 5 cm	-10									施工面積 200 m ² につき 1ヶ所、面積 200 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所検査孔により測定								
							厚さ t	t ≥ 5 cm	-20																	
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上	延長 L	-200	1 施工箇所毎									延長 L	-200	1 施工箇所毎					
																			被覆率	70%以上	1,000 m ² に 1ヶ所					
5 溪関・山腹工等	3 溪関工	3 法面工	6		かご工	基準高▽	±50	延長は全箇所高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。また、同一段数及び長さの延長が 20m 毎に測定する。なお、各個の寸法については、全個数の 10%程度とする。		5-3-3-6	5 溪関・山腹工等	3 溪関工	3 法面工	6		かご工	基準高▽	±50	延長は全箇所高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。又、同一段数及び長さの延長が 20m 毎に測定する。なお、各個の寸法については、全個数の 10%程度とする。		5-3-3-6					
						幅(厚さ)w	-50																			
						高さ h	-50																			
						長さ ℓ	-200																			
5 溪関・山腹工等	3 溪関工	5 コンクリート治山ダム	4		コンクリート治山ダム本体工	基準高▽	±30	図の表示箇所にて測定 1. 設計図(構造図、標準図模式図等)に表示してある箇所を測定		5-3-5-4	5 溪関・山腹工等	3 溪関工	5 コンクリート治山ダム	4	コンクリート治山ダム本体工	基準高▽	±30	図の表示箇所にて測定 1. 設計図(構造図、標準図模式図等)に表示してある箇所を測定 2. 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には承認することができる。 3. この基準により難しい場合、監督職員の指示による。		5-3-5-4						
						天端厚 w1 堤底厚 w2 抽水端厚 w3	-30																			
						放水路上長 ℓ1 # 下長 ℓ2	±50																			
						堤長 L1 堤底長 L2	-50																			
5 溪関・山腹工等	3 溪関工	5 コンクリート治山ダム	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	図の表示箇所にて測定		5-3-5-6	5 溪関・山腹工等	3 溪関工	5 コンクリート治山ダム	6	コンクリート側壁工	基準高▽	±30	図の表示箇所にて測定		5-3-5-6						
						高さ h	-30																			
						厚さ W1, W2	-30																			
						長さ L	-50																			
5 溪関・山腹工等	3 溪関工	5 コンクリート	8		水叩工	基準高▽	±30	図の表示箇所にて測定		5-3-5-8	5 溪関・山腹工等	3 溪関工	5 コンクリート	8	水叩工	基準高▽	±30	図の表示箇所にて測定		5-3-5-8						

											高さ h	-30					
											幅 w	-30					
											厚さ t	-30					
											延長 L	$\frac{L}{300}$ -50~150					
5 溪関・山腹工等	3 溪関工	6 鋼製治山ダム工	5	1	鋼製ダム本体工 (不透過型)	基準高 ▽	-50	鋼製ダム(枠工タイプ)は図面の表示箇所測定	5-3-6-5		高さ h ▽	-50	鋼製ダム(枠工タイプ)は図面の表示箇所測定	5-3-6-5			
						長さ L1, L2	-50				長さ L1, L2	$\frac{L}{300}$ -50~150					
						幅(厚さ) w1, w2	-50				幅(厚さ) w1, w2	-50					
											法勾配	±0.2分					
5 溪関・山腹工等	3 溪関工	7 木製治山ダム工	6		木製治山ダム本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。	5-3-7-6		長さ L	$\frac{L}{50}$ -100~-400	図面の表示箇所測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。	5-3-7-6			
						長さ L	-50				幅(厚さ) w	-50					
						幅(厚さ) w	-50				法勾配	±0.5分					
											高さ h	-100					
5 溪関・山腹工等	5 山腹工	6 土留工	3		コンクリート土留工	基準高 ▽	±50	図面の表示箇所測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。	5-5-6-3		高さ h	h < 3m -50 h ≥ 3m -100	図面の表示箇所測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。	5-5-6-3			
						幅(厚さ) w1, w2	-30				幅(厚さ) w1, w2	-30					
						長さ L	-50				長さ L	$\frac{L}{300}$ -50~150					
											法勾配	±0.2分					
5 溪関・山腹工等	5 山腹工	6 土留工	5		石積及びコンクリートブロック積土留工	基準高 ▽	±50	図面の表示箇所測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。	5-5-6-5		基準高 ▽	±50	図面の表示箇所測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。	5-5-6-5			
5 溪関・山腹工等	5 山腹工	8 落石防護工	3		鋼製落石防止壁工	基準高 ▽	±50	図面の表示箇所測定	5-5-8-3		長さ L	$\frac{L}{300}$ -50~-100	コンクリート基礎がある場合は、5-5-6-3コンクリート土留工による。	5-5-8-3			
						長さ L	-50				高さ h	-30					
						高さ h	-30										
5 溪関・山腹工等	5 山腹工	12 筋工			筋工	長さ L	$\frac{L}{50}$ -100~-400	全箇所	5-5-12		長さ L	$\frac{L}{50}$ -100~-400	全箇所	5-5-12			
						幅(厚さ)	-50	延長 40m 毎に 1ヶ所の割合で測定する。40m 以下の場合は 2ヶ所とする。			幅(厚さ)	-50	延長 40m 毎に 1ヶ所の割合で測定する。40m 以下の場合は 2ヶ所とする。				
5 溪関・山腹工等	5 山腹工	13 伏工			伏工	法長 s < 5m	-200	法長の変化点毎に測定する。面積で管理する場合は、-2%とする。	5-5-13		法長 s < 5m	-200	法長の変化点毎に測定する。面積で管理する場合は、-2%とする。	5-5-13			
						法長 s ≥ 5m	-4%				法長 s ≥ 5m	-4%					
						延長 ℓ	-200				延長 ℓ	-200					
6 林道	10 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	±2··w ≤ 0.5 ±3··0.5 < w ≤ 1.0		6-10-3-4		フランジ幅 w (m)	±2··w ≤ 0.5 ±3··0.5 < w ≤ 1.0		6-10-3-4			
						腹板高 h (m)	±4··1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)··2.0 < w					腹板高 h (m)	±4··1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)··2.0 < w				
						腹板間隔 b' (m)					腹板間隔 b' (m)						
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200				フランジの直角度 δ (mm)	w/200					
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000				圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000					

	6 林道	2 舗装	6 踏掛版工	4	踏掛版工 (コンクリート工)					6-2-6-4	
	6 林道	2 舗装	7 防護施設	5	車止めポスト工					6-2-6-4	
	6 林道	3 橋梁下部	3 工場製作工	3	鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定		6-3-3-3	
								全数を測定		6-3-3-3	
						部材 ベースプレート	孔の位置	± 2			
	6 林道	2 舗装	6 踏掛版工	4	踏掛版工 (コンクリート工)						10-2-6-4
	6 林道	2 舗装	7 防護施設	5	車止めポスト工						10-2-6-4
	6 林道	3 橋梁下部	3 工場製作工	3	鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定		6-3-3-3	
								全数を測定		6-3-3-3	
						部材 ベースプレート	孔の位置	± 2			

改正後										現行												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
正	3	4	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	切土法長 ℓ $\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$	-200 法長の-4%	施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所		3-4-14-2	3	4	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	切土法長 ℓ $\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$	-200 法長の-4%	施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所		3-4-14-2
							切土法長 ℓ $\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$	-100 法長の-2%										切土法長 ℓ $\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$	-100 法長の-2%			
							延長 L	-200	1 施工箇所毎									延長 L	-200	1 施工箇所毎		
																		被覆率	70%以上	1,000 m ² に 1ヶ所		
	3	4	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ $\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$	-200 法長の-4%	施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所		3-4-14-2	3	4	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ $\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$	-200 法長の-4%	施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所		3-4-14-2
							厚さ t t < 5 cm t ≥ 5 cm	-10 -20	施工面積 200 m ² につき 1ヶ所、面積 200 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所 検査孔により測定									厚さ t t < 5 cm t ≥ 5 cm	-10 -20	施工面積 200 m ² につき 1ヶ所、面積 200 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所 検査孔により測定		
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上											ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
							延長 L	-200										延長 L	-200	1 施工箇所毎		
																		被覆率	70%以上	1,000 m ² に 1ヶ所		
	5	3	3	6		かご工	基準高▽ 幅(厚さ)w 高さ h 長さ ℓ	±50 -50 -50 -200	延長は全箇所 高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。 又、同一段数及び長さの延長が 20m を超える場合は、20m 毎に測定する。 なお、各個の寸法については、全箇所の 10%程度とする。		5-3-3-6	5	3	3	6		かご工	基準高▽ 幅(厚さ)w 高さ h 長さ		延長は全箇所 高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。 又、同一段数及び長さの延長が 20m 毎に測定する。 なお、各個の寸法については、全箇所の 10%程度とする。		5-3-3-6
5	3	5	4		コンクリート治山ダム本体工	基準高▽ 天端厚 w1 堤底厚 w2 袖天端厚 w3 放水路上長 ℓ_1 下長 ℓ_2 堤長 L1 堤底長 L2	±30 -30 ±50 -50	図の表示箇所にて測定 1. 設計図(構造図、標準図模式図等)に表示してある箇所を測定		5-3-5-4	5	3	5	4		コンクリート治山ダム本体工	基準高▽ 高さ h 幅(厚さ) W(t) 堤長 L、 ℓ 法勾配	±30 -30 -30 L/300 -50~150 ±0.2分	図の表示箇所にて測定 1. 設計図(構造図、標準図模式図等)に表示してある箇所を測定 2. 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には承認することができる。 3. この基準により難い場合、監督職員の指示による。		5-3-5-4	
5	3	5	6		コンクリート側壁工	基準高▽ 厚さ W1、W2 長さ L	±30 -30 -50	図の表示箇所にて測定		5-3-5-6	5	3	5	6		コンクリート側壁工	基準高▽ 高さ h 幅(厚さ) w1、w2 長さ L 法勾配	±30 -30 -30 L/300 -50~150 ±0.2分	図の表示箇所にて測定		5-3-5-6	
5	3	5	8		水叩工	基準高▽	±30	図の表示箇所にて測定		5-3-5-8	5	3	5	8		水叩工	基準高▽ 高さ h	±30 -30	図の表示箇所にて測定		5-3-5-8	

										幅 w	-30				
										高さ t	-30				
										延長 L	-50				
5 溪関・山腹工等	3 溪関工	6 鋼製治山ダム工	5	1	鋼製ダム本体工 (不透過型)	基準高 ▽	±50	鋼製ダム(枠工タイプ)は図面の表示箇所にて測定		高さ h ▽	-50	鋼製ダム(枠工タイプ)は図面の表示箇所にて測定		5-3-6-5	
										長さ L1、L2	-50				
										幅(厚さ) w1、w2	-50				
5 溪関・山腹工等	3 溪関工	7 木製治山ダム工	6		木製治山ダム本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。		長さ L	L/50 -100~-400	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。		5-3-7-6	
										長さ L	-50				
										幅(厚さ)w	-50				
										法勾配	±0.2分				
5 溪関・山腹工等	5 山腹工	6 土留工	3		コンクリート土留工	基準高 ▽	±50	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。		高さ h	L/50 -50~-150	図面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。		5-5-6-3	
										高さ h	-50				
										高さ h	-100				
										幅(厚さ) w1、w2	-30				
										長さ L	-50				
										法勾配	±0.2分				
5 溪関・山腹工等	5 山腹工	8 落石防護工	3		鋼製落石防止壁工	基準高▽	±50	図面の表示箇所にて測定		基準高▽	±50	図面の表示箇所にて測定		5-5-8-3	
										長さ L	L/300 -50~-100	コンクリート基礎がある場合は、5-5-6-3コンクリート土留工による。			
										高さ h	-30				
5 溪関・山腹工等	5 山腹工	13 伏工			伏工	法長	sℓ < 5m	-200	法長の変化点毎に測定する。面積で管理する場合の規格値は、-2%とする。	法長	sℓ < 5m	-200	法長の変化点毎に測定する。面積で管理する場合の規格値は、-2%とする。		5-5-13
										延長 ℓ	-200				
										延長 ℓ	-200				
6 林道	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)									10-2-6-4	
6 林道	2 舗装	7 防護施設	5		車止めポスト工									10-2-6-4	

6 林道	3 橋梁下部	3 工場製作工	3	鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレート を測定		6-3-3-3	部材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレート を測定		6-3-3-3								
																編 章 節 条 枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
																				鋼桁工	トラス・ア ーチ等		
																				部材	ベースプレート		
6 林道	10 道路修繕	3 工場製作工	4	桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び 各支間中央 付近を測定。	床組など 構造別に5 部材につき 1個抜き取 った部材の 中央付近を 測定。		6-10-3-4	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び 各支間中央 付近を測定。	床組など 構造別に5 部材につき 1個抜き取 った部材の 中央付近を 測定。		6-10-3-4						
編 章 節 条 枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要																
				鋼桁工	トラス・ア ーチ等																		
				部材	ベースプレート																		
6 林道	10 道路修繕	3 工場製作工	4	桁補強材製作工	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁 各支点及び 各支間中央 付近を測定。			6-10-3-4	部材	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁 各支点及び 各支間中央 付近を測定。			6-10-3-4						
編 章 節 条 枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要																
				鋼桁工	トラス・ア ーチ等																		
				部材	ベースプレート																		
6 林道	10 道路修繕	3 工場製作工	4	桁補強材製作工	圧縮材の曲がり δ (mm)	$l/1000$	主要部材全 数を測定。 l :部材長 (mm)			6-10-3-4	部材	圧縮材の曲がり δ (mm)	$l/1000$	主要部材全 数を測定。 l :部材長 (mm)			6-10-3-4						
編 章 節 条 枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要																
				鋼桁工	トラス・ア ーチ等																		
				部材	ベースプレート																		